〒491－8501
愛知県一宮市本町２丁目５番６号
一宮市役所
財務部市民税課
特別徴収担当　行

キ…リ…ト…リ…線

〒491－8501
愛知県一宮市本町２丁目５番６号
一宮市役所
財務部市民税課
特別徴収担当　行

キ…リ…ト…リ…線

［返信用　あて名］※異動届出書の送付等にご利用ください。

令和５年度

市民税・県民税　特別徴収のしおり

○目次

１．特別徴収とは …… １ページ
２．納税義務者への通知 …… １ページ
３．徴収と納付 …… １ページ
４．納期の特例 …… ２ページ
５．退職、休職、転勤等の異動があった場合 …… ２ページ
６．一括徴収 …… ２ページ
７．事業所の名称や所在地に変更があった場合 …… ２ページ
８．納期限までに納入されない場合 …… ２ページ
９．特別徴収税額に変更があった場合 …… ２ページ
10．特別徴収を開始する場合 …… ２ページ
11．退職手当等を支払う場合 …… ３ページ
12．特別徴収事務における手続等の電子化について …… ３ページ
納入書の取り扱いについて …… 4～5ページ
異動届出書の書き方（記入例①～④）…… 6～7ページ
給与所得者異動届出書 …… ８ページ
納期の特例についての承認申請書の記入のしかた …… ９ページ
納期の特例についての承認申請書 …… 10ページ
特別徴収切替依頼書の記入のしかた …… 11ページ
特別徴収切替依頼書 …… 12ページ
所在地・名称等変更届出書 …… 13ページ

ID ページＩＤ検索

このしおりに記載のID番号を、市ウェブサイトの「ページＩＤ検索」に入力すると、詳細についてや申請書をダウンロードできるページを簡単に検索できます。（市ウェブサイト　https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/）

一宮市財務部市民税課
個人市民税グループ（特別徴収担当）

〒491-8501　愛知県一宮市本町２丁目５番６号
ＴＥＬ（0586）28-8964（直通）

市町村コード２３２０３３

1．特別徴収とは ID 1000917

地方税法の規定により、給与支払者が「特別徴収義務者」として市町村から指定を受け、従業員等の市県民税を毎月の給与から差し引きし、代わって納める制度です。所得税の源泉徴収義務のある給与支払者は従業員等の市県民税についても給与から差し引きして納めることが義務付けられています。

2．納税義務者への通知

「市民税・県民税特別徴収税額の通知書（納税義務者用）」をミシン目で切り取り**圧着部分をはがさず**従業員等にお渡しください。

退職等の理由によりお渡しできない場合は給与所得者異動届出書（以下「異動届出書」）（8ページをコピー又は ID 1009932）に必要事項を記入し、一緒に返送してください。

3．徴収と納付

「市民税・県民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）」に記載の納付額を６月から翌年５月にかけて支払われる給与から差し引きし、翌月の10日（10日が、土・日曜、祝日の場合は金融機関等の翌営業日）までに右記の【納入場所】へ納入してください。

なお、愛知、岐阜、三重、静岡県以外のゆうちょ銀行・郵便局で納入される場合は、第１回目の納入時に「指定通知書」　　をゆうちょ銀行・郵便局へ提出してください。

【納入場所】

金融機関等の各窓口　（令和５年４月１日現在）	
愛知銀行	中京銀行
信用組合愛知商銀	東海労働金庫
愛知西農業協同組合	名古屋銀行
イオ信用組合	尾西信用金庫
いちい信用金庫	百五銀行
大垣共立銀行	みずほ銀行
大垣西濃信用金庫	三菱ＵＦＪ銀行
岐阜信用金庫	ゆうちょ銀行・郵便局
十六銀行	一宮市役所本庁舎・尾西庁舎・木曽川庁舎

【納期限】

令和５年度分の納期限	
令和５年　６月分	令和５年　７月10日（月）
７月分	８月10日（木）
８月分	９月11日（月）
９月分	10月10日（火）
10月分	11月10日（金）
11月分	12月11日（月）
12月分	令和６年　１月10日（水）
令和６年　１月分	２月13日（火）
２月分	３月11日（月）
３月分	４月10日（水）
４月分	５月10日（金）
５月分	６月10日（月）

4．納期の特例 ID 1009934

給与の支払いを受ける人が常時 10 人未満である事業所は「市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例についての承認申請書」（10 ページをコピー又は ID 1009934）を提出し承認を受けることで、年 12 回の納期を年 2 回(※）とすることができます。

※ 1 回目は、6 月分から 11 月分の合計額を 11 月分の納入書で、2 回目は、12 月分から翌年 5 月分の合計額を翌年 5 月分の納入書で納入してください。

5．退職、休職、転勤等の異動があった場合 ID 1009932

異動により給与の支払いを行わなくなった場合は、その日が属する月の翌月 10 日までに、異動届出書（8 ページをコピー又は ID 1009932）に必要事項を記入し、提出してください。

なお、転勤等する方が新しい勤務先で特別徴収の継続を希望する場合は、**月割額と開始月を新しい勤務先に連絡のうえ**、異動届出書に必要事項を記入し、提出してください。

6．一括徴収

次の場合は給与又は退職手当等から残りの税額を一括徴収し納入してください。なお、**従業員等が亡くなられた場合、一括徴収しないでください**。

・令和 5 年 6 月 1 日から 12 月 31 日までに退職又は出国※1し、当該従業員等から**一括徴収の申出がある場合**。

・**令和 6 年 1 月 1 日以降に退職又は出国※2する場合**。

※ 1 出国する場合は、一括徴収していただくようご協力をお願いします。
一括徴収できない場合は納税管理人の手続き（ID 1028779）が必要です。

※ 2 令和 6 年 1 月 2 日以降に出国する場合は、来年度の住民税のため納税管理人の手続きが必要です。

7．事業所の名称や所在地に変更があった場合 ID 1009933

「特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書」(13 ページをコピー又は ID 1009933）に必要事項を記入し、提出してください。

なお、法人番号及び個人事業主の代表者に変更がある場合は、別の特別徴収義務者として登録するため、**従業員全員分の「異動届出書」（8 ページをコピー又は ID 1009932）を提出してください。**

8．納期限までに納入されない場合 ID 1000874

各月の特別徴収税額を各納期限までに完納されない場合は、各納期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、法律の定める割合で算出した額を延滞金として納めなければなりません。

また、督促状を発付した日から起算して 10 日を経過した日までに完納しないときは、滞納処分を受けることになります。

9．特別徴収税額に変更があった場合 ID 1009935

「市民税・県民税特別徴収税額の変更通知書」を送付しますので、特別徴収義務者用に記載の納付額を徴収し、納入してください。納税義務者用については、**圧着部分をはがさず**従業員等にお渡しください。

なお、納入書は再送しませんので「納入書の取り扱いについて」（4 ページ）をご参照のうえ、以前送付したものを訂正してご使用ください。

10．特別徴収を開始する場合 ID 1009936

年度の途中に入社や復職等する従業員等について、特別徴収へ切り替えることができます。「特別徴収切替依頼書」（12 ページをコピー又は ID 1009936）に必要事項を記入し、提出してください。

11. 退職手当等を支払う場合 ID 1000916

退職所得に係る市民税・県民税は、所得税と同様に、他の所得と分離して算出した税額を退職手当等から徴収し、毎月の給与分とあわせて翌月 10 日までに納入することになっています。納入する際は「納入書の取り扱いについて」（5ページ）をご参照のうえ、**納入書裏面の納入申告書に必要事項を記入したものを金融機関等に提出してください。**

ただし、個人事業主の方は、納入書裏面の納入申告書には**記入せず**金融機関等に提出していただき、右の納入申告書（※1）をコピーして切り取ったものに必要事項を記入し、郵送等により一宮市財務部市民税課に提出してください（※2）。

※1 納入書として使用できません。納入書が必要な場合は ID 1009935からダウンロードしてください。

※2 個人番号を記載した納入申告書を金融機関等にご提出いただくことができないため、お手数ですがご協力をお願いします。

12. 特別徴収事務における手続等の電子化について ID 1005453 ID 1039887

eLTAXを利用することで給与支払報告書等を電子的に提出することができ、手数料(※)をかけずに複数の自治体への納税を一度にすることができます。また、税額決定通知書を書面だけでなく電子データで受け取ることもできます。詳細については、eLTAXウェブサイト（https://www.eltax.lta.go.jp/）をご覧ください。

※インターネットバンキングなど一部手数料がかかる場合もあります。

切り取り線

◎ **退職所得分**について記入してください。

市民税・県民税 **納入申告書**

（あて先）一宮市長　令和　年　月　日 提出　（受付印）

（特別徴収義務者）
所在地
名称

法人番号 又は 個人番号

地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により下記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。

令和　年　月分	人員	人

退職手当等の支払金額		億 千 百 十 万 千 百 十 円
特別徴収税額	市民税	
	県民税	

1	1月1日の住所	一宮市			
	氏名				
	勤続年数	年	退職金額	円	
	特別徴収税額	市民税 円	県民税 円		
2	1月1日の住所	一宮市			
	氏名				
	勤続年数	年	退職金額	円	
	特別徴収税額	市民税 円	県民税 円		
3	1月1日の住所	一宮市			
	氏名				
	勤続年数	年	退職金額	円	
	特別徴収税額	市民税 円	県民税 円		
4	1月1日の住所	一宮市			
	氏名				
	勤続年数	年	退職金額	円	
	特別徴収税額	市民税 円	県民税 円		
5	1月1日の住所	一宮市			
	氏名				
	勤続年数	年	退職金額	円	
	特別徴収税額	市民税 円	県民税 円		

納入書の取り扱いについて

1　記載されている金額から変更がない場合

・対象となる月の納入書であることを確認し、そのまま使用してください。この場合、何も記入する必要はありません。

2　記載されている金額から変更がある場合

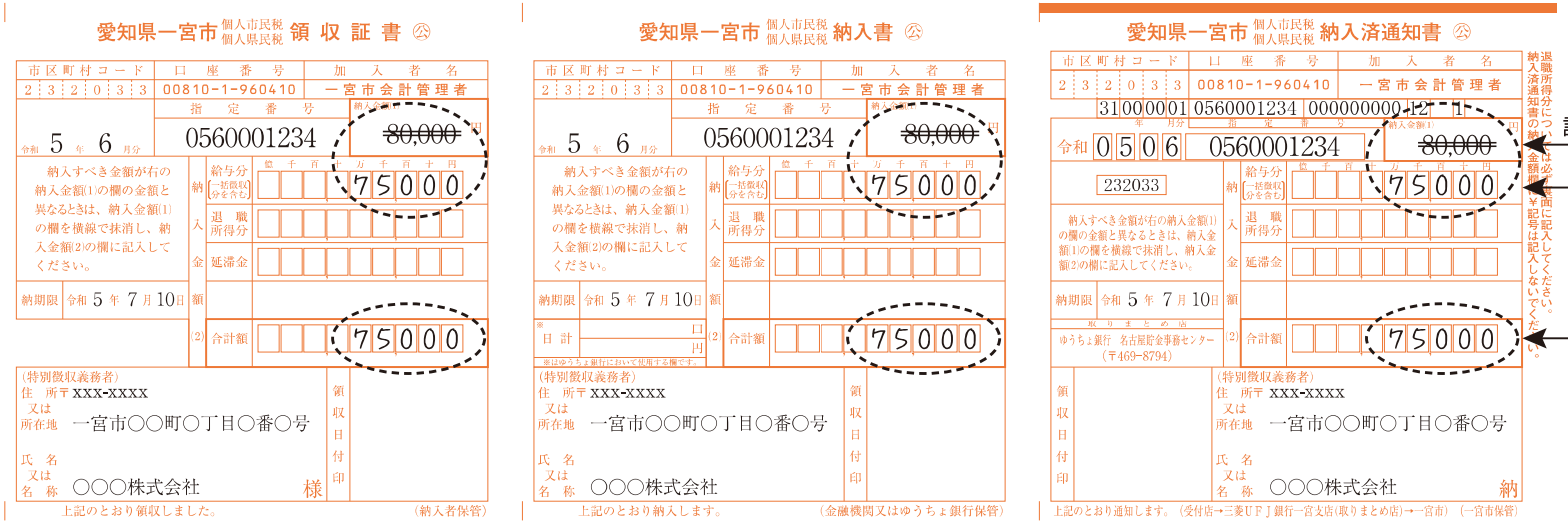

横線で抹消してください。変更後の金額は必ず「給与分」の欄に記入してください。

合計額の欄に変更後の金額を記入してください。

・「￥」の記号は記入しないでください。

3　予備の納入書を使用する場合

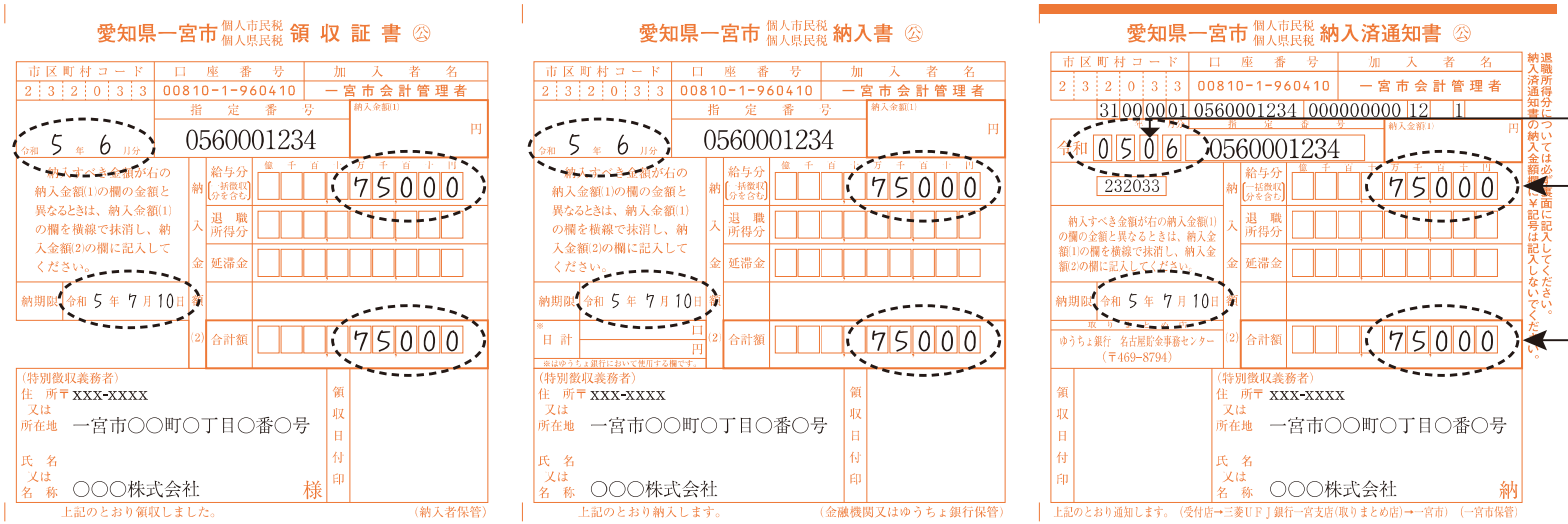

月割額を徴収した年月を記入してください。

給与分と合計額の欄に金額を記入してください。

・「￥」の記号は記入しないでください。

4　退職所得の税額（分離課税分）を例月に合わせて納入する場合

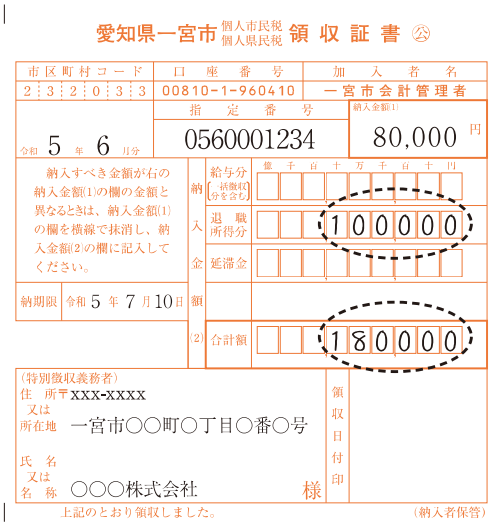

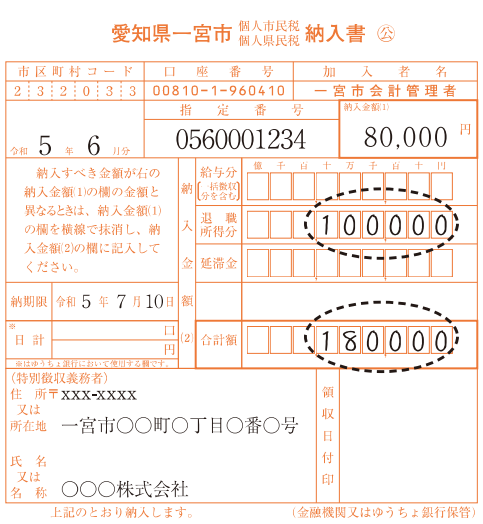

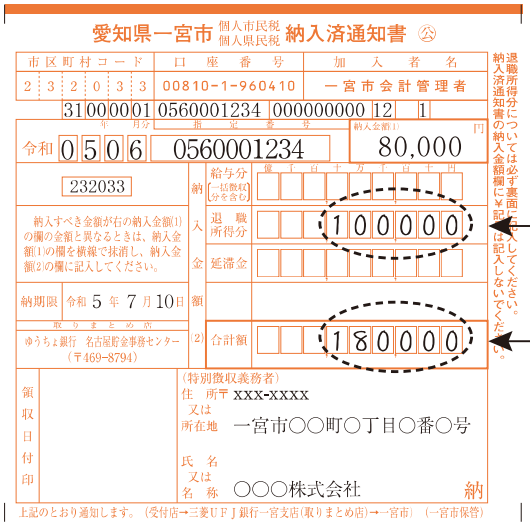

退職所得分の欄に金額を記入してください。

納入金額(1)と退職所得分の合計額を記入してください。

・「￥」の記号は記入しないでください。

税額計算 ID 1000916

(1) 退職所得の金額

退職所得＝（収入金額－退職所得控除額）×　1/2

※1,000円未満の端数は切捨て。

※勤続年数５年以下の法人役員等に支払われる特定役員退職手当等の場合は、２分の１を乗じない。

※勤続年数５年以下で法人役員等に該当しない従業員に支払われる短期退職手当の場合は、収入金額から退職所得控除を控除した金額のうち300万円を超える部分については２分の１を乗じない。

(2) 退職所得控除額

①勤続年数が 20 年以下の場合

40 万円×勤続年数（80 万円に満たないときは、80 万円）

②勤続年数が 20 年を超える場合

800 万円＋70 万円×（勤続年数－20 年）

※1 年未満の端数は切上げ。

※障害者に該当することになったことにより退職した場合は、①又は②の額に 100 万円を加算

(3) 税額　※特別徴収税額に 100 円未満の端数がある場合は、それぞれ切捨て。

退職所得の金額	×	税率		=	特別徴収すべき税額	
		市民税	県民税		市民税額	県民税額
		6%	4%			

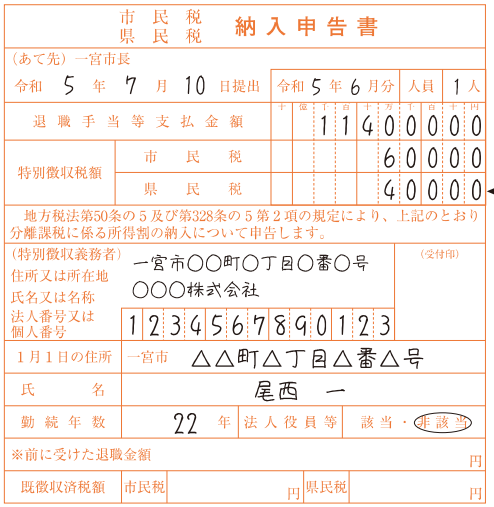

納入申告書については、原則すべての項目を記入してください。
※個人事業主の方の個人番号は、金融機関に提出する納入申告書には記載しないでください。お手数ですが、３ページの納入申告書を作成し、直接市へご提出ください。

・複数名に支払いされる場合は３ページの納入申告書をご使用ください。

異動届出書の書き方

給与支払報告 ⓐ 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

※市処理欄	1．現年度　2．新年度　3．両年度

(あて先) 一宮市長

令和　年　月　日提出

給与支払者（特別徴収義務者）	所在地	〒	特別徴収義務者指定番号 ⓑ
	フリガナ / 氏名又は名称		宛名番号
	個人番号又は法人番号	ⓒ ←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載	担当者連絡先：所属 / 氏名 / 電話　内線（　　）

給与所得者			(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
フリガナ / 氏名	ⓓ							
生年月日	大 昭 平　年　月　日							
個人番号								
受給者番号	ⓔ			ⓘ 月分から 月分まで	ⓙ 月分から 月分まで	令和 ⓚ 年 月 日	ⓛ（右から番号を記入）1．退職 2．転勤 3．休職・長欠 4．死亡 5．支払少額・不定期 6．合併・解散 7．その他（事由・理由）	ⓜ（右から番号を記入）1．特別徴収継続 2．一括徴収 3．普通徴収（本人納付）
1月1日現在の住所	ⓕ		ⓗ					
異動後の住所	ⓖ		円	円	円			

1．特別徴収継続の場合

新しい勤務先（特別徴収義務者）	特別徴収義務者指定番号	ⓝ　（新規）	法人番号 ⓞ
	所在地	〒 ⓟ	担当者連絡先：所属 / 氏名 / 電話　内線（　　）
	フリガナ / 氏名又は名称		

ⓠ 新しい勤務先へは、月割額＿＿＿＿＿円を　月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号 ⓡ

納入書の要否（新規の場合のみ記載）ⓢ（右から番号を記入）1．必要　2．不要

2．一括徴収の場合

理由（右から番号を記入）		徴収予定月日	徴収予定額（上記（ウ）と同額）	
	1．異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため	ⓣ 月　日	円	左記の一括徴収した税額は、ⓤ 月分（翌月10日納入期限分）で納入します。
	2．異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため			

3．普通徴収の場合

理由（右から番号を記入）		備考
ⓥ	1．異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため	
	2．5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため	
	3．死亡による退職であるため	

- 未徴収税額などが後日変更となった場合は、朱色で「訂正分」と異動届出書の余白に記載して再提出してください。
- 太枠内をもれなくご記入ください。

ⓐ 給与支払報告書の提出後、同年4月1日までに退職等した場合「給与支払報告書」の点線を○で囲んでください。
※提出期限は4月15日まで

本年度の特別徴収税額のある者が退職等した場合、「特別徴収」の点線を○で囲んでください。
※提出期限は給与の支払いを受けなくなった日の属する月の翌月１０日まで

ⓑ 「特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）」の「指定番号」欄及び「宛名番号」欄の番号を記入。

ⓒ 個人事業主の方は右詰めで12桁の個人番号（マイナンバー）を、法人の方は13桁の法人番号を記入。

ⓓ 退職等した方の氏名、生年月日及びマイナンバーを記入。

ⓔ 「特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）」の「受給者番号」欄に番号等の記載があれば記入。

ⓕ 令和5年1月1日の住所を記入。

ⓖ 給与の支払いを受けなくなった後の住所（上のⓕと同じ場合は「同上」）を記入。

ⓗ 「特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）」の「特別徴収税額」欄の金額を記入。なお、年度途中で税額変更があった方については、同変更通知書の「特別徴収税額」欄の金額を記入。

ⓘ 退職等した方の年税額のうち何月分から何月分までいくら徴収したかを記入。

ⓙ 退職等した方の年税額のうち何月分から何月分までいくら残りの税額があるか記入。

ⓚ 右の「異動の事由」の事実が生じた年月日を記入。

ⓛ ７の場合は理由も記入。スペースが足りない場合は、右下「備考」欄に記入。

ⓜ １の場合、月割額と徴収開始月を新勤務先に事前にご連絡のうえ「特別徴収継続の場合」欄を記入。

２の場合、「２.一括徴収の場合」欄を記入。

３の場合、「３.普通徴収の場合」欄を記入。

ⓝ 以前に一宮市で特別徴収を行ったことがある場合「特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）」の「指定番号」欄の番号を記入。初めて一宮市で特別徴収を行う場合「新規」を○で囲んでください。

ⓞ 新勤務先の法人番号を13桁で記入。

ⓟ 新勤務先の所在地等を記入。個人事業主の方の場合は氏名に加えて屋号の記入もお願いします。

ⓠ 新勤務先へ連絡した月割額と徴収開始月を記入。

ⓡ 事業所において付番された番号（社員番号等）を「特別徴収税額の通知書」の「受給者番号」欄に記載する必要がある場合にのみ記入。

ⓢ 初めて一宮市で特別徴収を行う場合にのみ記入。
※既に本年度の納入書を送付している場合、再送付しません。

ⓣ 「(ウ)未徴収税額」欄に記入した残りの税額を一括して徴収する給与又は退職金等の支払い予定月日を記入。

ⓤ 使用する納入書の月分を必ず記入。

ⓥ 出国する場合は普通徴収でなく一括徴収するようご協力ください。

記入例 ①【退職等により未徴収税額を一括徴収する場合】

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

※市処理欄　1．現年度　2．新年度　3．両年度

(あて先) 一宮市長

令和 ○ 年 ○ 月 ○○日提出

給与支払者 / 特別徴収義務者

所在地：〒491-8501 一宮市本町２丁目５番６号
フリガナ：イチノミヤサンギョウカブシキガイシャ
氏名又は名称：一宮産業　株式会社
個人番号又は法人番号：3 0 0 0 0 2 0 2 3 2 0 3 3（一個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載）

特別徴収義務者指定番号：0 0 0 7 0 1 1 1 2 2
宛名番号：0 0 0 8
担当者：所属　総務課　給与係　氏名　木曽川　良子　電話　0586-28-8964　内線（　）

給与所得者							
フリガナ	ビサイ　ハジメ	(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
氏名	尾西　一						
生年月日	大 昭 中 1 0 年 0 3 月 0 8 日						
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2						
受給者番号							
1月1日現在の住所	一宮市朝日４丁目２番８号	60,000 円	0 6 月分から 0 1 月分まで	0 2 月分から 0 5 月分まで	令和 0 6 年 0 1 月 3 0 日	1（右から番号を記入）1．退職　2．転職　3．休職・長期欠勤　4．死亡　5．支払少額・不定期徴収　6．合併・解散　7．その他（事由・理由）	2（右から番号を記入）1．特別徴収継続　2．一括徴収　3．普通徴収（本人納付）
異動後の住所	同上		40,000 円	20,000 円			

1．特別徴収継続の場合
特別徴収義務者指定番号：（新規）法人番号
新しい勤務先：〒　所在地　フリガナ　氏名又は名称
担当者連絡先：所属　氏名　電話　内線（　）
新しい勤務先へは、月割額＿＿＿＿円を　月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入するよう連絡済みです。
受給者番号
納入書の要否（新規の場合のみ記載）　1．必要　2．不要

2．一括徴収の場合
理由：2（右から番号を記入）1．異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため　2．異動が１月１日以降で、特別徴収の継続の申出がないため
徴収予定月日：2 月 25 日　徴収予定額（上記（ウ）と同額）：20,000 円
左記の一括徴収した税額は、0 2 月分（翌月10日納入期限分）で納入します。

ご記入の月分の納入書で納入してください。

3．普通徴収の場合
理由：1．異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため　2．５月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため　3．死亡による退職であるため
備考

記入例 ②【転勤等により特別徴収を継続する場合】

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

※市処理欄　1．現年度　2．新年度　3．両年度

(あて先) 一宮市長

令和 ○ 年 ○ 月 ○○日提出

給与支払者 / 特別徴収義務者

所在地：〒491-8501 一宮市本町２丁目５番６号
フリガナ：イチノミヤサンギョウカブシキガイシャ
氏名又は名称：一宮産業　株式会社
個人番号又は法人番号：3 0 0 0 0 2 0 2 3 2 0 3 3（一個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載）

特別徴収義務者指定番号：0 0 0 7 0 1 1 1 2 2
宛名番号：0 0 0 8
担当者：所属　総務課　給与係　氏名　木曽川　良子　電話　0586-28-8964　内線（　）

給与所得者							
フリガナ	ビサイ　ハジメ	(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
氏名	尾西　一						
生年月日	大 昭 中 1 0 年 0 3 月 0 8 日						
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2						
受給者番号							
1月1日現在の住所	一宮市朝日４丁目２番８号	60,000 円	0 6 月分から 0 1 月分まで	0 2 月分から 0 5 月分まで	令和 0 6 年 0 1 月 3 0 日	2（右から番号を記入）1．退職　2．転職　3．休職・長期欠勤　4．死亡　5．支払少額・不定期徴収　6．合併・解散　7．その他（事由・理由）	1（右から番号を記入）1．特別徴収継続　2．一括徴収　3．普通徴収（本人納付）
異動後の住所	同上		40,000 円	20,000 円			

1．特別徴収継続の場合
特別徴収義務者指定番号：0 0 0 8 0 5 0 6 2 1　（新規）法人番号：1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
新しい勤務先：〒491-1234 一宮市緑６丁目７番１号　所在地　フリガナ：カブシキガイシャ　トウカイ　氏名又は名称：株式会社　東海
担当者連絡先：所属　人事課　氏名　一宮　太郎　電話　0586-28-8963　内線（　）
新しい勤務先へは、月割額 5,000 円を　0 2 月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入するよう連絡済みです。
受給者番号　○○○○○
納入書の要否（新規の場合のみ記載）　1．必要　2．不要

給与所得者が新勤務先で特別徴収の継続を希望される場合は、月割額と徴収開始月を連絡してください。

2．一括徴収の場合
理由：1．異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため　2．異動が１月１日以降で、特別徴収の継続の申出がないため
徴収予定月日　月　日　円　納入します。

3．普通徴収の場合
理由：1．異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため　2．５月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため　3．死亡による退職であるため
備考

記入例 ③【退職等により未徴収税額を普通徴収（個人納付）に切り替える場合】

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

※市処理欄　1．現年度　2．新年度　3．両年度

(あて先) 一宮市長

令和 ○ 年 ○ 月 ○○日提出

給与支払者 / 特別徴収義務者

所在地：〒491-8501 一宮市本町２丁目５番６号
フリガナ：イチノミヤサンギョウカブシキガイシャ
氏名又は名称：一宮産業　株式会社
個人番号又は法人番号：3 0 0 0 0 2 0 2 3 2 0 3 3（一個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載）

特別徴収義務者指定番号：0 0 0 7 0 1 1 1 2 2
宛名番号：0 0 0 8
担当者：所属　総務課　給与係　氏名　木曽川　良子　電話　0586-28-8964　内線（　）

給与所得者							
フリガナ	ビサイ　ハジメ	(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
氏名	尾西　一						
生年月日	大 昭 中 1 0 年 0 3 月 0 8 日						
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2						
受給者番号							
1月1日現在の住所	一宮市朝日４丁目２番８号	60,000 円	0 6 月分から 0 1 月分まで	0 2 月分から 0 5 月分まで	令和 0 5 年 1 2 月 2 7 日	1（右から番号を記入）1．退職　2．転職　3．休職・長期欠勤　4．死亡　5．支払少額・不定期徴収　6．合併・解散　7．その他（事由・理由）	3（右から番号を記入）1．特別徴収継続　2．一括徴収　3．普通徴収（本人納付）
異動後の住所	同上		40,000 円	20,000 円			

「月分」と「税額」は必ず記入してください。

1．特別徴収継続の場合
特別徴収義務者指定番号：（新規）法人番号
新しい勤務先：〒　所在地　フリガナ　氏名又は名称
担当者連絡先：所属　氏名　電話　内線（　）
新しい勤務先へは、月割額＿＿＿＿円を　月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入するよう連絡済みです。
受給者番号
納入書の要否（新規の場合のみ記載）　1．必要　2．不要

2．一括徴収の場合
理由：1．異動が　2．異動が　がないため
徴収予定月日　月　日　徴収予定額（上記（ウ）と同額）　円
左記の一括徴収した税額は、　月分（翌月10日納入期限分）で納入します。

退職が12月31日まででも退職後に出国する場合は一括徴収するようご協力ください。

3．普通徴収の場合
理由：1．異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため　2．５月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため　3．死亡による退職であるため
備考

記入例 ④【給与支払報告書の提出後に退職等をした場合】

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

※市処理欄　1．現年度　2．新年度　3．両年度

(あて先) 一宮市長

令和 ○ 年 ○ 月 ○○日提出

給与支払者 / 特別徴収義務者

所在地：〒491-8501 一宮市本町２丁目５番６号
フリガナ：イチノミヤサンギョウカブシキガイシャ
氏名又は名称：一宮産業　株式会社
個人番号又は法人番号：3 0 0 0 0 2 0 2 3 2 0 3 3（一個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載）

特別徴収義務者指定番号：0 0 0 7 0 1 1 1 2 2
宛名番号：0 0 0 8
担当者：所属　総務課　給与係　氏名　木曽川　良子　電話　0586-28-8964　内線（　）

給与所得者							
フリガナ	ビサイ　ハジメ	(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
氏名	尾西　一						
生年月日	大 昭 中 1 0 年 0 3 月 0 8 日						
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2						
受給者番号							
1月1日現在の住所	一宮市朝日４丁目２番８号	円	月分から 月分まで	月分から 月分まで	令和 0 6 年 0 3 月 3 1 日	1（右から番号を記入）1．退職　2．転職　3．休職・長期欠勤　4．死亡　5．支払少額・不定期徴収　6．合併・解散　7．その他（事由・理由）	（右から番号を記入）1．特別徴収継続　2．一括徴収　3．普通徴収（本人納付）
異動後の住所	同上		円	円			

1．特別徴収継続の場合
特別徴収義務者指定番号：（新規）法人番号
新しい勤務先：〒　所在地　フリガナ　氏名又は名称
担当者連絡先：所属　氏名　電話　内線（　）
新しい勤務先へは、月割額＿＿＿＿円を　月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入するよう連絡済みです。
受給者番号
納入書の要否（新規の場合のみ記載）　1．必要　2．不要

2．一括徴収の場合
理由：1．異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため　2．異動が１月１日以降で、特別徴収の継続の申出がないため
徴収予定月日　月　日　徴収予定額（上記（ウ）と同額）　円
左記の一括徴収した税額は、　月分（翌月10日納入期限分）で納入します。

3．普通徴収の場合
理由：1．異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため　2．５月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため　3．死亡による退職であるため
備考

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

※市処理欄	1．現年度　2．新年度　3．両年度

※複写するか一宮市ウェブページ（ID：1009932）からダウンロードしてご使用ください。
※事業所控が必要な場合は複写等してください。返送を希望される場合は、返信用封筒を同封してください。

（あて先）一宮市長 令和　年　月　日提出	給与支払者（特別徴収義務者）	所在地	〒	特別徴収義務者指定番号	
				宛名番号	
		フリガナ 氏名又は名称		担当連絡者先 所属	
				氏名	
		個人番号又は法人番号	←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載	電話	内線（　　）

給与所得者			（ア）特別徴収税額（年税額）	（イ）徴収済額	（ウ）未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
フリガナ 氏名								
生年月日	大 昭 平　年　月　日							
個人番号								
受給者番号				□□月分から □□月分まで	□□月分から □□月分まで	令和□□年 □□月 □□日	□ 右から番号を記入 1．退職 2．転勤 3．休職・長欠 4．死亡 5．支払少額・不定期 6．合併・解散 7．その他 （事由・理由）	□ 右から番号を記入 1．特別徴収継続 2．一括徴収 3．普通徴収（本人納付）
1月1日現在の住所								
異動後の住所			円	円	円			

1．特別徴収継続の場合

新しい勤務先（特別徴収義務者）	特別徴収義務者指定番号		（新規）	法人番号		新しい勤務先へは、月割額＿＿＿＿＿円を□□月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入するよう連絡済みです。
	所在地	〒	担当者連絡先	所属		
	フリガナ 氏名又は名称			氏名		受給者番号
				電話	内線（　　）	納入書の要否（新規の場合のみ記載）　□ 右から番号を記入　1．必要　2．不要

2．一括徴収の場合

理由	□ 右から番号を記入	1．異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2．異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日 月　日	徴収予定額（上記（ウ）と同額） 円

左記の一括徴収した税額は、□□月分（翌月10日納入期限分）で納入します。

3．普通徴収の場合

理由	□ 右から番号を記入	1．異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2．５月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3．死亡による退職であるため	備考	

市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例についての承認申請書

記入例

※複写するか一宮市ウェブページ（ID：100993４）からダウンロードしてご使用ください。
※事業所控が必要な場合は複写等してください。返送を希望される場合は、返信用封筒を同封してください。

（あて先）一宮市長 受付印 令和 X 年 X 月 X 日	申	住所又は所在地	一宮市本町2丁目5番6号													特別徴収指定番号	0	0	0	2	2	2	2	1	1	1
		名称	有限会社 いちのみや													担当者	所属	総務課							
	者	職氏名	代表取締役 一宮 一子														氏名	愛知 博							
		法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3		電話	（0586）28 － 8964							

申請者が個人事業主の場合は、個人番号の記載は不要です。

地方税法第321条の5の2第1項及び一宮市市税条例第46条の2の規定による特別徴収税額の納期の特例についての承認を申請します。

特例の適用を受けようとする税額	138,000 円 令和 5 年 6 月 から 令和 6 年 5 月 までの納期にかかる市・県民税特別徴収税額			
申請の日前6か月間の給与の支払人員（カッコ内には臨時雇用者の人員を記入してください。）	5 年 5 月分	9 人（ 0 人）	5 年 2 月分	8 人（ 2 人）
	5 年 4 月分	7 人（ 0 人）	5 年 1 月分	8 人（ 2 人）
	5 年 3 月分	8 人（ 1 人）	4 年 12 月分	9 人（ 4 人）
現に市税の滞納があり、または最近において著しい納入遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細				
申請日の前1年以内に納期の特例についてその承認を取り消されたことがある場合にはその年月日	年 月 日			

一宮市在住、あるいは特別徴収対象者に限らず、すべての従業員の方について記入してください。

※市処理欄（記入しないでください）	処理区分	承認 却下	却下の理由	滞納状況 有 無

市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例についての承認申請書

(あて先) 一宮市長 受付印 令和　年　月　日	申請者	住所又は所在地		特別徴収指定番号		
		名称		担当者	所属	
		代表者の職氏名			氏名	
		法人番号			電話	(　　) －

地方税法第321条の5の2第1項及び一宮市市税条例第46条の2の規定による特別徴収税額の納期の特例についての承認を申請します。

特例の適用を受けようとする税額	円　　年　月から　　年　月までの納期にかかる市・県民税特別徴収税額			
申請の日前6か月間の給与の支払人員(カッコ内には臨時雇用者の人員を記入してください。)	年　月分	人(　人)	年　月分	人(　人)
	年　月分	人(　人)	年　月分	人(　人)
	年　月分	人(　人)	年　月分	人(　人)
現に市税の滞納があり、または最近において著しい納入遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細				
申請日の前1年以内に納期の特例についてその承認を取り消されたことがある場合にはその年月日			年　月　日	

※市処理欄 (記入しないでください)	処理区分	承認 却下	却下の理由	滞納状況 有　　無

※複写するか一宮市ウェブページ（ID：１００９９３４）からダウンロードしてご使用ください。
※事業所控が必要な場合は複写等してください。返送を希望される場合は、返信用封筒を同封してください。

記入例

特別徴収切替依頼書

※複写するか一宮市ウェブページ（ID：1009936）からダウンロードしてご使用ください。
※事業所控が必要な場合は複写等してください。返送を希望される場合は、返信用封筒を同封してください。

（あて先）一宮市長 受付印 令和 X 年 X 月 X 日提出	特別徴収義務者	所在地（住所）	一宮市本町二丁目5番6号	特別徴収義務者指定番号	0 0 0 7 0 1 1 1 2 2
		フリガナ	イチノミヤサンギョウ　カブシキガイシャ	納入書の送付	要・不要
		名称又は氏名	一宮産業　株式会社		総務課　給与係
		代表者の氏名	一宮　太郎		木曽川　良子
		法人番号※1	3 0 0 0 0 2 0 2 3 2 0 3 3	電話	（0586）28 － 8964

既に本年度の納入書を送付している場合、再送付しません。以前送付した納入書の金額を訂正してご使用ください。

次の納税者について、普通徴収 2 期分以降を特別徴収 7 月分（ 8 月 10 日納期限分）から特別徴収を希望します。※2

住所	〒 491 － 0028 一宮市朝日4丁目2番8号			普通徴収の納付済税額（該当項目に○をつけてください）※3	1. 全額未納付 2. 1期分まで納付済 3. 2期分まで納付済 4. 3期分まで納付済 5. その他 （　　）
フリガナ	ビサイ　ハジメ	生年月日	明 大 昭 平　1 年 3 月 8 日		
氏名	尾西　一				
通知書番号		受給者番号			

※1 特別徴収義務者が個人事業主の場合は、個人番号の記載は不要です。「法人番号」の欄は空欄で提出してください。

※2 特別徴収を開始できる月は、最短で**依頼書が到達した日の属する月の翌月以降**からとなります。また、原則として依頼書が月の上旬に到達した場合は同月の下旬に、月の下旬に到達した場合は翌月中旬に特別徴収税額決定（変更）通知書を送付します。このことにご留意のうえ、給与計算に支障のないよう特別徴収開始を希望する月をご記入ください。

※3 納税者本人に何期分まで納税されたかを必ずご確認ください。納付を済ませた分や納期限が過ぎている分は特別徴収に切り替えることができません。

提出先　〒491-8501　一宮市本町2丁目5番6号
一宮市財務部市民税課　特別徴収担当

市処理欄	処理日	口座	年金	その他
		有・無	有・無	

特 別 徴 収 切 替 依 頼 書

※複写するか一宮市ウェブページ（ID：100993６）からダウンロードしてご使用ください。
※事業所控が必要な場合は複写等してください。返送を希望される場合は、返信用封筒を同封してください。

（あて先）一宮市長 受付印 令和　年　月　日提出	特別徴収義務者	所在地（住所）		特別徴収義務者指定番号		
		フリガナ		納入書の送付		要・不要
		名称又は氏名		担当者	所属	
		代表者の氏名			氏名	
		法人番号※1			電話	（　　）－

次の納税者について、普通徴収＿＿＿期分以降を特別徴収＿＿＿月分（＿＿月＿＿日納期限分）から特別徴収を希望します。※2

住所	〒　－			普通徴収の納付済税額（該当項目に○をつけてください）※3	1. 全額未納付 2. 1期分まで納付済 3. 2期分まで納付済 4. 3期分まで納付済 5. その他 （　　）
フリガナ		生年月日	明　大 昭　平　年　月　日		
氏名					
通知書番号		受給者番号			

※1 特別徴収義務者が個人事業主の場合は、個人番号の記載は不要です。「法人番号」の欄は空欄で提出してください。

※2 特別徴収を開始できる月は、最短で**依頼書が到達した日の属する月の翌月以降**からとなります。また、原則として依頼書が月の上旬に到達した場合は同月の下旬に、月の下旬に到達した場合は翌月中旬に特別徴収税額決定（変更）通知書を送付します。このことにご留意のうえ、給与計算に支障のないよう特別徴収開始を希望する月をご記入ください。

※3 納税義務者に普通徴収で何期分まで納税されたかを必ずご確認ください。なお、納期限が過ぎているものについては、特別徴収に切り替えることができません。

提出先　〒491-8501　一宮市本町2丁目5番6号
一宮市財務部市民税課　特別徴収担当

市処理欄	処理日	口座	年金	その他
		有・無	有・無	

特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

特別徴収義務者指定番号	

令和　年　月　日 (あて先) 一宮市長	給与支払者（特別徴収義務者）	所在地	〒	連絡先	所属	
		名　称			担当者	
		代表者の職氏名			電　話	(　　)　　－

事　項	変　更　前	変　更　後
フリガナ		
所在地	〒	〒
フリガナ		
名　称		
法人番号	※特別徴収義務者が個人事業主の場合は、個人番号の記載は不要です。	※特別徴収義務者が個人事業主の場合は、個人番号の記載は不要です。
電　話	(　　)　　－　　内線	(　　)　　－　　内線

変更年月日		年　　月　　日
変更理由	該当する項目に☑を記入してください。	(1) 名称変更理由 ☐ 社名変更 ☐ 合併による変更 ☐ 新法人の設立 (2) 所在地変更理由 ☐ 事務所等の移転 ☐ その他 (　　) (3) (1)が「合併による変更」の場合は、登記上の扱いを記入してください。 ☐ 旧社名の法人は登記上存続 ☐ 旧社名の法人は登記上解散 (4) その他 ☐ 特別徴収事務の一本化 ☐ 事務所等の廃止 ☐ その他 (　　)

◎ 特別徴収事務の書類の送付について上記以外の場所を希望される場合には、下記の欄に送付先の名称・所在地等を記入してください。

送付先	フリガナ	
	所在地	〒
	フリガナ 名　称	
	電　話	(　　)　　－ 内線

(注)
1．変更の事項のみ記入してください。
2．所在地・名称は、誤読を避けるため必ずフリガナを記入してください。
3．この届出書を提出をもって法人市民税の異動届出書と兼ねることはできません。

※複写するか一宮市ウェブページ（ID：1009933）からダウンロードしてご使用ください。
※事業所控が必要な場合は複写等してください。返送を希望される場合は、返信用封筒を同封してください。